

# 比べてみよう二つの憲法①

比べること	大日本帝国憲法	資料番号資料のページ	日本国憲法	資料番号資料のページ
発布・公布	1889年2月11日		年 月 日	P220
施行	1890年11月29日		年 月 日	P220
参考にした憲法	当時の( )の憲法	P186	○アメリカの憲法をはじめ各国の憲法 ○日本各地でつくられた憲法の案	
憲法って何？	( )が国民に与える。	P186	○人類の自由獲得の歴史、現在及び将来の国民に永久の権利として信頼して預けられたものである。 (第97条) ○国の最高法規なので法律はすべて憲法にもとづかなくてははいけない。 (第98条) ○天皇、国務大臣、国会議員、裁判官などの公務員は、この憲法を大切に守らなくてははいけない。(第99条)	
主権 政治のありかたを 決めるのは？	( )に主権 (第1条 第4条)	P186	( )に主権 (前文 第1条)	P16-17
天皇	( )のように尊い存在 (第3条)	P186	日本国と日本国民統合の ( ) (第1条)	P16-17
戦争	( )は陸海軍を率いる。 天皇は外国との戦争を始めることができる。また、戦争をやめて条約を結ぶことができる。 (第11条 第13条)	P186	( )主義 戦力は持たない。 交戦権はもたない(第9条)	P20～21
国会と立法	( )は 帝国議会の意見を聞きながら、 法律を定める。(第5条)  ( )院と( )院から なり( )院の議員だけ選挙、 ( )院は天皇が選ぶ。 (第33条 第34条)	P186 P187の図 ロイロの 帝国憲法	( )は法律をつくること ができるただ一つの機関 (第41条)  ( )院と( )院の議員は 選挙で選ぶ。 (第43条)	P22

## 比べてみよう二つの憲法②

比べること	大日本帝国憲法	資料書や資料のページ	日本国憲法	資料書や資料のページ
内閣と行政	国務大臣は（ ）の政治を助け、その責任を負う。天皇は責任を負わない。(第55条)	P187 ロイロの帝国憲法	内閣総理大臣は国会議員の中から（ ）の議決で指名(第67条)  国務大臣は内閣総理大臣が任命する。やめさせることもできる。(第68条)	P24
裁判所と司法	( )の名において法律にしたがって行う。(第57条)	P187の図	○すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ従う。(第76条) ○最高裁判所裁判官国民審査(第78条)	P26-27
基本的人権	○日本国民は( )内で言論・著作・出版・集会・団体をつくることの自由をもつ。(第29条)	P186-187	○国民はすべての生まれながらにして持っている基本的人権をおかされない。この憲法が国民に保障する基本的人権はおかすことのできない  ( )として現在および将来の国民に与えられる。(第11条)  ○言論・出版の自由 ○信教・学問・思想の自由 など	P18
国民の義務	( ) (第20条) ( ) (第21条)	ロイロの帝国憲法	( )に( )を受けさせる義務(第26条) ( ) ( ) (第27条・第30条)	P18
憲法改正	天皇の発議 一国会の議決(第73条)		国会で全議員の三分の二以上の賛成で発議一国民投票	